

(公印・契印省略)

総政企第 248 号

令和 8 年 9 月 18 日

統計委員会委員長

津 谷 典 子 殿

総務大臣

藤 井 比 早 之

諮問第211号

ガス事業生産動態統計調査の変更について（諮問）

標記について、令和 8 年 9 月 16 日付け 20260915 資第 13 号により経済産業大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

(参考：別添申請関連書類の目次)

1. 申請書	1
2. 申請事項記載書（注：調査計画の新旧対照表）	
➤ 本文部分	2
➤ 別添 1 の新旧対照表（調査票）	9
3. 変更後の調査計画	
（注：申請内容を反映した令和 9 年 4 月調査以降の調査計画）	
➤ 本文部分	13
➤ 別添 1 調査票	17
➤ 別添 2 集計事項	20
4. ガス事業生産動態統計調査の必要性	21
5. ガス事業生産動態統計調査の利用実態	23

経 済 産 業 省

公 印 省 略
20260915資第13号
令和8年9月16日

総 務 大 臣 殿

経 済 産 業 大 臣

基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

ガス事業生産動態統計調査（注：令和9年4月分調査以降）

主管部課	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室
事務担当者	曾我部 東野 電話 03 (3501) 2963 e-mail : bz1-gasshijo-jisedai@meti.go.jp

別紙

申請事項記載書

1 調査の名称

ガス事業生産動態統計調査

2 変更の内容

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
3 調査対象の範囲 (1)地域の範囲(■全国 □その他) (2)属性的範囲(□個人 □世帯 □事業所 ■企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第12項に規定するガス事業者(同条第10項に規定するガス製造事業者を除く。以下同じ。) 4 報告を求める個人又は法人その他の団体 (1)報告者数 約1,600事業者 (2)報告者の選定方法(■全数 □無作為抽出(□全数階層あり) □有意抽出) (3)(略)	3 調査対象の範囲 (1)地域の範囲 (2)属性的範囲 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第12項に規定するガス事業者(同条第10項に規定するガス製造事業者を除く。以下同じ。) 4 報告を求める者 (1)数 約1,600事業者 (2)選定の方法(■全数 □無作為抽出 □有意抽出) (3)(略)	・形式的な変更 ・形式的な変更 ・形式的な変更

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1)報告を求める事項 ① ガス小売事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。)、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業について下記事項を調査する(別添1の調査票様式1-1及び1-2参照)。 (イ)原料 (ロ)ガス生産量及び購入量内訳 (ハ)製品ガス生産・購入・販売・在庫 (ニ)メーター取付数 (ホ)調定数 (ヘ)託送供給 (ト)労務 ② ガス小売事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。))について下記事項を調査する(別添1の調査票様式2参照)。 (イ)供給地点群 (ロ)原料 (ハ)需要家メーター数 (ニ)生産品	5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1)報告を求める事項 ① ガス小売事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。)、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業について下記事項を調査する(別添1の調査票様式1-1及び1-2参照)。 (イ)原料 (ロ)ガス生産量及び購入量内訳 (ハ)製品ガス生産・購入・販売・在庫 (ニ)メーター取付数 (ホ)調定数 (ヘ)託送供給 (ト)労務 ② ガス小売事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。))について下記事項を調査する(別添1の調査票様式2参照)。 (イ)供給地点群 (ロ)原料 (ハ)需要家メーター数 (ニ)生産品	・詳細は調査票及び調査事項一覧の新旧対照表を参照

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
<u>〔集計しない事項の有無〕</u> ☐無 ☒有 <u>事業者コードは集計過程での疑義照会のために用いるものであり、集計は行わない。</u> (2)(略) 6 報告を求めるために用いる方法 (1)調査系統 経済産業省 ― 経済産業局^(※) ― 報告者 (※)報告義務者を管轄する経済産業局若しくは中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局(以下単に「経済産業局」という。) (2)調査方法 ☒郵送調査 ☒オンライン調査(□政府統計共同利用システム ☒独自のシステム ☒電子メール) □調査員調査 □その他 <u>〔調査方法の概要〕</u> ① 調査票の配布 ア 調査票の様式 この調査は、別添1に掲げる調査票様式1-1、1-2及び調査票様式2によって行う。 イ 報告義務	(2)(略) 6 報告を求めるために用いる方法 (1)調査組織 経済産業省 ― 経済産業局^(※) ― 報告者 (※)報告義務者を管轄する経済産業局若しくは中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局(以下単に「経済産業局」という。) (2)調査方法(□調査員調査 ☒郵送調査 ☒オンライン調査 □その他()) ① 調査票の配布 ア 調査票の様式 この調査は、別添1に掲げる調査票様式1-1、1-2及び調査票様式2によって行う。 イ 報告義務	・形式的な変更 ・形式的な変更 ・電子メールによる調査は従前より実施していたが、調査計画への記載がなかったため、明記した。

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
(a) 調査票は、経済産業大臣又は当該地区所管の経済産業局長若しくは中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長(以下単に「経済産業局長」という。)がその報告義務者に配布する。 (b) 報告義務者は、配布された調査票により調査事項について報告する。 なお、調査票様式1-1及び1-2の調査事項の報告については、ガス事業者において工場(事業場を含む。)が複数ある場合に、経済産業省又は経済産業局に事前に登録することにより、経済産業局毎に調査事項をまとめて報告することができる。 ② 調査票の提出 ア 調査票による提出 (a) 報告義務者は、自計報告の方法により作成し、2部を郵送又は電子メールにより、数量に係る事項の調査票及び金額に係る事項の調査票を当該地区所管の経済産業局長に提出する。 (b) 経済産業局長は、提出された調査票を整理審査し1部を控えとし、1部を受理した月の15日までに経済産業	(a) 調査票は、経済産業大臣又は当該地区所管の経済産業局長若しくは中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長(以下単に「経済産業局長」という。)がその報告義務者に配布する。 (b) 報告義務者は、配布された調査票により調査事項について報告する。 なお、調査票様式1-1及び1-2の調査事項の報告については、ガス事業者において工場(事業場を含む。)が複数ある場合に、経済産業省又は経済産業局に事前に登録することにより、経済産業局毎に調査事項をまとめて報告することができる。 ② 調査票の提出 ア 調査票による提出 ① 報告義務者は、自計報告の方法により作成し、2部を郵送により、数量に係る事項の調査票及び金額に係る事項の調査票を当該地区所管の経済産業局長に提出する。 ② 経済産業局長は、提出された調査票を整理審査し1部を控えとし、1部を受理した月の15日までに経済産業大臣に提出する。	

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
大臣に提出する(電子メールの場合は、ファイルのコピーを控えとする)。 イ 電子情報処理組織による提出 報告義務者は、<u>自計報告の方法により作成した調査票を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定による電子情報処理組織を使用し、経済産業大臣に提出する。</u> 7 報告を求める期間 (1)調査の周期 ☐1回限り ☒毎月 ☒四半期 ☐1年 ☐2年 ☐3年 ☐5年 ☐不定期 ☐その他() (1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年: 年) ・数量に係る事項の調査票は毎月 ・金額に係る事項の調査票は四半期 (2)調査の実施期間又は調査票の提出期限 ・数量に係る事項の調査票は翌月10日まで ・金額に係る事項の調査票は各年6月(1月から3月までの分)、9月(4月から6月までの分)、12月(7月から9月までの分)及び3月(10月から12月分までの)の10日まで	イ 電子情報処理組織による提出 報告義務者は、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定による電子情報処理組織を使用し、経済産業大臣に提出する。</u> 7 報告を求める期間 (1)調査の周期 ・数量に係る事項の調査票は毎月 ・金額に係る事項の調査票は四半期 (2)調査の実施期間又は調査票の提出期限 ・数量に係る事項の調査票は翌月10日まで ・金額に係る事項の調査票は各年6月(1月から3月までの分)、9月(4月から6月までの分)、12月(7月から9月までの分)及び3月(10月から12月分までの)の10日まで	・形式的な変更

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
9 調査結果の公表の方法及び期日 (1)公表の方法(■e-Stat □インターネット(e-Stat以外) □印刷物 □閲覧) 集計された結果をインターネット(資源エネルギー庁ホームページ及びe-Stat)により公表する。 (2)公表の期日 ・数量に係る事項の結果は、調査票提出月の翌月下旬まで ・金額に係る事項の結果は、調査票提出月(6月、9月、12月、3月)の翌月下旬まで ・年報は調査年の翌年8月	9 調査結果の公表の方法及び期日 (1)公表の方法 集計された結果をインターネット(資源エネルギー庁ホームページ及びe-Stat)により公表する。 (2)公表の期日 ・数量に係る事項の結果は、調査票提出月の翌月下旬まで ・金額に係る事項の結果は、調査票提出月(6月、9月、12月、3月)の翌月下旬まで	・形式的な変更 年報については従前より公表していたが、調査計画への記載がなかったため、今回、公表の期日として明記した。
10 使用する統計基準等 □使用する→□日本標準産業分類 □日本標準職業分類 □その他() ■使用しない 本調査は、ガス事業法第2条第12項に規定するガス事業者を対象とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地が小さいことから、いずれの統計基準も使用しない。	10 使用する統計基準 本調査は、ガス事業法第2条第12項に規定するガス事業者を対象とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地が小さいことから、いずれの統計基準も使用しない。	・形式的な変更

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
12 立入検査等の対象とすることができる事項 「5(1)報告を求める事項」に規定する事項。	12 立入検査等の対象とすることができる事項 <u>ガス事業生産動態統計調査に関する事務に従事する者及びガス統計調査員^(※)は、この調査のため必要があるときは、統計法第15条の規定により、必要な場所に立入り、5に規定する事項について検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問する事ができる。</u> <u>(※)ガス統計調査員は、本調査に関する事務を行うことを目的として、経済産業局長(中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長を除く。)が任命する職員であるが、データ入力等を主な業務としており、調査票の配布及び回収には従事しない。そのため、6(1)の調査組織に記載しておらず、6(2)においても、調査員調査としていない。</u>	従前の記載は項目名に対応した内容となっていなかったため、「立入検査等の対象とすることができる事項」を明確化する観点から記載を適正化した。

調査票新旧対照表

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
(様式1ー1) I 原料 液化天然ガス(トン) 天然ガス(立方メートル) <u>液化合成メタン(トン)</u> <u>合成メタン(立方メートル)</u> <u>液化バイオガス(トン)</u> <u>バイオガス(立方メートル)</u> <u>液化水素(トン)</u> <u>水素(立方メートル)</u> 液化石油ガス(トン) その他(種別:)(単位:)	(様式1ー1) I 原料 液化天然ガス(トン) 天然ガス(立方メートル) 液化石油ガス(トン) その他(種別:)(単位:)	行政施策の基礎データとして利用するため、生産品目の「その他」の項目を「合成メタン」、「バイオガス」、「水素」、「その他」の4区分に再整理。 政府は合成メタン・バイオガス・水素等の次世代エネルギーについて、幅広い分野での活用促進を進めており、安定供給に向けた方針等のエネルギー政策を検討する上で、これらの実態を的確に把握することが必要。近年、「その他」として、複数のガス種(合成メタンやバイオガス)が既に報告され始めてい

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
II ガス生産量及び購入量内訳 気化後液化天然ガス 天然ガス <u>気化後液化合成メタン</u> <u>合成メタン</u> <u>気化後液化バイオガス</u>	II ガス生産量及び購入量内訳 気化後液化天然ガス 天然ガス 気化後液化石油ガス その他石油系ガス その他ガス	る。また、パリ協定で掲げられた温室効果ガス削減の長期目標達成のために、各締約国では、国連への定期的な取組状況(「合成メタン」等の数量に基づく温室効果ガスの排出削減実績)の報告が求められている。これらの状況を踏まえ、今後の政策立案や国際的な報告対応に資するため、統計を整備する必要がある。 (様式1-1) I 原料と同様の趣旨により、これまで「その他」としていた項目を「合成メタン」、「バイオガス」、「水素」、「その

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由																																																																								
バイオガス 気化後液化水素 水素 気化後液化石油ガス その他石油系ガス その他ガス Ⅱ ガス生産量及び購入量内訳 (単位: 1, 000メガジュール) <table><tr><th></th><th>生産</th><th>ガス事業者からの購入</th><th>ガス事業者以外からの購入</th></tr><tr><td>気化後液化天然ガス</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>天 然 ガ ス</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>気化後液化合成メタン</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 成 メ タ ン</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>気化後液化バイオガス</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>バ イ オ ガ ス</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>気化後液化水素</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>水 素</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>気化後液化石油ガス</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他石油系ガス</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他ガス</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (様式1ー2) VⅧ 原料 液化天然ガス 液化合成メタン 液化バイオガス 液化水素		生産	ガス事業者からの購入	ガス事業者以外からの購入	気化後液化天然ガス				天 然 ガ ス				気化後液化合成メタン				合 成 メ タ ン				気化後液化バイオガス				バ イ オ ガ ス				気化後液化水素				水 素				気化後液化石油ガス				その他石油系ガス				その他ガス				Ⅱ ガス生産量及び購入量内訳 (単位: 1, 000メガジュール) <table><tr><th></th><th>生産</th><th>ガス事業者からの購入</th><th>ガス事業者以外からの購入</th></tr><tr><td>気化後液化天然ガス</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>天 然 ガ ス</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>気化後液化石油ガス</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他石油系ガス</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他ガス</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (様式1ー2) VⅧ 原料 液化天然ガス 液化石油ガス その他(種別:)		生産	ガス事業者からの購入	ガス事業者以外からの購入	気化後液化天然ガス				天 然 ガ ス				気化後液化石油ガス				その他石油系ガス				その他ガス				他ガス」の4区分に再整理する。 (様式1ー1) I 原料と同様の趣旨により、これまで「その他」としていた項目を「合成メタン」、「バイオガス」、「水素」、「その
	生産	ガス事業者からの購入	ガス事業者以外からの購入																																																																							
気化後液化天然ガス																																																																										
天 然 ガ ス																																																																										
気化後液化合成メタン																																																																										
合 成 メ タ ン																																																																										
気化後液化バイオガス																																																																										
バ イ オ ガ ス																																																																										
気化後液化水素																																																																										
水 素																																																																										
気化後液化石油ガス																																																																										
その他石油系ガス																																																																										
その他ガス																																																																										
	生産	ガス事業者からの購入	ガス事業者以外からの購入																																																																							
気化後液化天然ガス																																																																										
天 然 ガ ス																																																																										
気化後液化石油ガス																																																																										
その他石油系ガス																																																																										
その他ガス																																																																										

変 更 案							変 更 前				変 更 理 由											
液化石油ガス その他(種別:)											他」の4区分に再整理する。											
▼ 原料							▼ 原料				(単位:千円)											
				液化天然ガス			液化合成メタン			液化バイオガス			液化水素			液化石油ガス			その他 (種別:)			
受	海	外	金	額																		
入	国	内	金	額																		

				液化天然ガス			液化石油ガス			その他 (種別:)			
受	海	外	金	額									
入	国	内	金	額									

調査計画（変更後）

1 調査の名称

ガス事業生産動態統計調査

2 調査の目的

ガス事業の生産の実態を明らかにし、ガス事業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（☒全国 ☐その他）

(2) 属性的範囲（☐個人 ☐世帯 ☐事業所 ☒企業・法人・団体 ☐地方公共団体 ☐その他）

ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者（同条第10項に規定するガス製造事業者を除く。以下同じ。）

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約1,600事業者

(2) 報告者の選定方法（☒全数 ☐無作為抽出（☐全数階層あり） ☐有意抽出）

(3) 報告義務者

3（2）の規定する事業者の管理責任者^{（※）}

（※）ガス事業者に属する工場（事業場を含む。）の管理責任者を含む。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

① ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。）、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業について下記事項を調査する（別添1の調査票様式1-1及び1-2参照）。

(イ) 原料

(ロ) ガス生産量及び購入量内訳

(ハ) 製品ガス生産・購入・販売・在庫

(ニ) メーター取付数

(ホ) 調定数

(へ) 託送供給

(ト) 労務

② ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）について下記事項を調査する（別添 1 の調査票様式 2 参照）。

(イ) 供給地点群

(ロ) 原料

(ハ) 需要家メーター数

(ニ) 生産品

〔集計しない事項の有無〕 ☐ 無 ☒ 有

事業者コードは集計過程での疑義照会のために用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

この調査は、数量に係る事項を毎月末日現在によって行い、金額に係る事項を四半期（各年の 1 月から 3 月まで、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで、10 月から 12 月までの各期間をいう。）末日現在によって行う。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

経済産業省 — 経済産業局^(※) — 報告者

(※) 報告義務者を管轄する経済産業局若しくは中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局（以下単に「経済産業局」という。）

(2) 調査方法

☒ 郵送調査 ☒ オンライン調査（☐ 政府統計共同利用システム ☒ 独自のシステム ☒ 電子メール）

☐ 調査員調査 ☐ その他

〔調査方法の概要〕

① 調査票の配布

ア 調査票の様式

この調査は、別添 1 に掲げる調査票様式 1-1、1-2 及び調査票様式 2 によって行う。

イ 報告義務

(a) 調査票は、経済産業大臣又は当該地区所管の経済産業局長若しくは中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（以下単に「経済産業局長」という。）がその報告義務者に配布する。

(b) 報告義務者は、配布された調査票により調査事項について報告する。

なお、調査票様式 1-1 及び 1-2 の調査事項の報告については、ガス事業者において工場（事業場を含む。）が複数ある場合に、経済産業省又は経済産業局に事前に登録することにより、経

済産業局毎に調査事項をまとめて報告することができる。

② 調査票の提出

ア 調査票による提出

- (a) 報告義務者は、自計報告の方法により作成し、2部を郵送又は電子メールにより、数量に係る事項の調査票及び金額に係る事項の調査票を当該地区所管の経済産業局長に提出する。
- (b) 経済産業局長は、提出された調査票を整理審査し1部を控えとし、1部を受理した月の15日までに経済産業大臣に提出する（電子メールの場合は、ファイルのコピーを控えとする）。

イ 電子情報処理組織による提出

報告義務者は、自計報告の方法により作成した調査票を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定による電子情報処理組織を使用し、経済産業大臣に提出する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

☐1回限り ☒毎月 ☒四半期 ☐1年 ☐2年 ☐3年 ☐5年 ☐不定期 ☐その他（ ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）

- ・ 数量に係る事項の調査票は毎月
- ・ 金額に係る事項の調査票は四半期

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

- ・ 数量に係る事項の調査票は翌月10日まで
- ・ 金額に係る事項の調査票は各年6月（1月から3月までの分）、9月（4月から6月までの分）、12月（7月から9月までの分）及び3月（10月から12月分までの分）の10日まで

8 集計事項

別添2のとおり。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法（☒e-Stat ☐インターネット（e-Stat以外） ☐印刷物 ☐閲覧）

集計された結果をインターネット（資源エネルギー庁ホームページ及びe-Stat）により公表する。

(2) 公表の期日

- ・ 数量に係る事項の結果は、調査票提出月の翌月下旬まで
- ・ 金額に係る事項の結果は、調査票提出月（6月、9月、12月、3月）の翌月下旬まで

- ・ 年報は調査年の翌年 8 月

10 使用する統計基準等

☐使用する→☐日本標準産業分類 ☐日本標準職業分類 ☐その他（ ）

■使用しない

本調査は、ガス事業法第 2 条第 1 2 項に規定するガス事業者を対象とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地が小さいことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関 係 書 類	保存責任者	保存期間
記入済み調査票	経済産業局長及び経済産業大臣	2 年
調査票の内容を記録した電磁 的記録	経済産業大臣	永年

12 立入検査等の対象とすることができる事項

「5（1）報告を求める事項」に規定する事項。

事業者コード

年 月分

(標準熱量 メガジュール)



政府統計

基 幹 統 計 (ガス事業生産動態統計)

ガ ス 事 業 生 産 動 態 統 計 調 査 票 <月次>

様式1-1

秘

事業者区分	
ガス小売事業者	
一般ガス導管事業者	
特定ガス導管事業者	

公営・私営区分		
公営	私営	
	資本金1億円超	資本金1億円以下

I 原料

[illegible]

Ⅱ ガス生産量及び購入量内訳

(単位:1,000メガジュール)

ガスの種類及び購入形態	生産	ガス事業者からの購入	（準拠：J-GSのガズユー） ガス事業者以外からの購入
気化後液化天然ガス			
天然ガス			
気化後液化合成メタン			
合成メタン			
気化後液化バイオガス			
バイオガス			
気化後液化水素			
水素			
気化後液化石油ガス			
その他石油系ガス			
その他ガス			

Ⅲ 製品ガス生産・購入・販売・在庫

製品カテゴリー		量				
		(単位:1,000メガジュール)				
製品ガス生産量						
ガス事業所からの製品ガス生産量						
製品ガス購入量						
加熱用						
自家消費						
卸供給						
地域別		家庭用	商業用	工業用	その他	
東京都	北海道					
品	東京都					
大阪府	大阪府					
中部・北陸						
近畿						
中国						
九州						
沖縄						
未定						

IV メータ取付数 (単位:個)

取付数

Y 固定数

(單位:件)

地区	家庭用	商業用	工業用	その他
北海道				
東北				
関東				
中部・北陸				
近畿				
中国				
四国				
九州・沖縄				

VI 託送供給

(単位: 件、1,000メガジュール)

	小売託送	自己託送	連結託送
件数			
量			

四 勞務

(單位:人)

従業者数	
------	--

事業者名	(事業者名)	(報告義務者) 役職:
報告義務者名		氏名:
所在地等	(〒)	電話番号:
記入担当者名	所属:	氏名:
		メールアドレス

經濟産業省

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、調査対象の事業所は報告の義務があります。

○この調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。

○統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

事業者コード

年

月分



政府統計

基幹統計（ガス事業生産動態統計）

ガス事業生産動態統計調査票

様式

2

秘

I 供給地点群

項目	供給地点群	1	2	3	合計
供給地点群の名称					
供給地点群の所在地					
供給地点の数					0

II 原料

種類	類	1			2			3			合計		
規格		液化石油ガス(キログラム)		圧縮天然ガス(立方メートル)	液化石油ガス(キログラム)		圧縮天然ガス(立方メートル)	液化石油ガス(キログラム)		圧縮天然ガス(立方メートル)	液化石油ガス(キログラム)		圧縮天然ガス(立方メートル)
月始在庫量		い	ろ	号	い	ろ	号	い	ろ	号	い	ろ	号
受入量											0	0	0
消費量											0	0	0
過欠補正											0	0	0
月末在庫量											0	0	0

III 需要家メーター数(単位:個)

Ⅲ 需要家メーター数(単位:個)			1		2		3		合 計	
用途別	項目		取 付 数	調 定 数	取 付 数	調 定 数	取 付 数	調 定 数	取 付 数	調 定 数
	家	庭							0	0
	商	業							0	0
	そ	の							0	0
	計	他							0	0
			0	0	0	0	0	0	0	0

IV 生産品 (単位:立方メートル)

	1	2	3	合計
（販売量）				
家庭用				0
商業用				0
その他				0
計	0	0	0	0

事業者名	-	報告義務者の職名	
所在地		記名	-

- (注) 1. II 原料の表の「規格」は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第13条に定める規格をいう。
2. この調査票は、1枚について、供給地点群を3つまで記入することができるので、それぞれの供給地点群について、II からIVまでを対応して記入すること。

経済産業省

〇〇〇この統計の法調に調査票は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、調査対象の事業所は報告の義務があります。

集計事項

公表方法	集計表	集計事項
ガス事業生産動態統計(月次) (ガス小売事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。)、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業 分)	1. 月次総括表	・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 原料種別生産量 ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 原料種別購入量 ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 製品ガス生産量 ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 製品ガス購入量(ガス事業者からの購入) ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 製品ガス購入量(ガス事業者以外からの購入) ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 卸供給量 ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 用途別製品ガス販売量 ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 メーター取付数 ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 用途別調定数 ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 海外・国内別原料種別受入量 ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 原料種別消費量 ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 託送供給量・件数 ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 従業者数
	2. 月次地区別表	・地区別 原料種別生産量 ・地区別 原料種別購入量 ・地区別 製品ガス生産量 ・地区別 製品ガス購入量(ガス事業者からの購入) ・地区別 製品ガス購入量(ガス事業者以外からの購入) ・地区別 卸供給量 ・地区別 用途別製品ガス販売量 ・地区別 メーター取付数 ・地区別 用途別調定数 ・地区別 海外・国内別原料種別受入量 ・地区別 原料種別消費量 ・地区別 託送供給量・件数 ・地区別 従業者数
	3. ガス生産量及び購入量内訳	・原料種別 ガス生産量 ・原料種別 ガス購入量(ガス事業者からの購入) ・原料種別 ガス購入量(ガス事業者以外からの購入)
	4. 製品ガス生産・購入・販売・在庫及びメーター取付数・調定数	・製品ガス生産量 ・製品ガス購入量(ガス事業者からの購入) ・製品ガス購入量(ガス事業者以外からの購入) ・加熱用ガス消費量 ・製品ガス自家消費量 ・製品ガス卸供給量 ・メーター取付数 ・用途別製品ガス販売量 ・用途別調定数 ・月末在庫
	5. 原料	・原料種別 海外・国内別受入量 ・原料種別 自家生産量 ・原料種別 用途別消費量 ・原料種別 ガス事業者別(ガス事業者向け・その他)液売り量 ・原料種別 月末在庫量
	6. 託送供給	・小売託送量・件数、自己託送量・件数、連結託送量・件数
	7. 労務	・従業者数
ガス事業生産動態統計(四半期) (ガス小売事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。)、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業 分)	8. 四半期総括表	・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 製品ガス購入量・金額(ガス事業者からの購入) ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 製品ガス購入量・金額(ガス事業者以外からの購入) ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 製品ガス卸供給量・金額 ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 用途別製品ガス販売量・金額 ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 海外・国内別原料種別受入量・金額 ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 託送供給量・件数・金額
	9. 製品ガス購入・販売(四半期)	・製品ガス購入量・金額(ガス事業者からの購入) ・製品ガス購入量・金額(ガス事業者以外からの購入) ・製品ガス卸供給量・金額 ・用途別 製品ガス販売量・金額
	10. 原料(四半期)	・海外・国内別原料種別受入量・金額
	11. 託送供給(四半期)	・小売託送量・件数・金額、自己託送量・件数・金額、連結託送量・件数・金額
	12. 平均販売量	・経済産業局別 生産量(販売量)対前年同月比 ・経済産業局別 平均販売量
	13. 総括表	・経済産業局別 供給地点群数 ・経済産業局別 供給地点数 ・原料種別 月始在庫量 ・経済産業局別 原料種別受入量 ・原料種別 消費量 ・原料種別 過欠補正 ・原料種別 月末在庫量 ・経済産業局別 用途別取付数 ・経済産業局別 用途別調定数 ・経済産業局別 用途別生産量(販売量)
ガス事業生産動態統計(月次) (ガス小売事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。)) 分)	14. 地区別表	・都道府県別 供給地点群数 ・都道府県別 供給地点数 ・都道府県別 原料種別受入量 ・都道府県別 用途別取付数 ・都道府県別 用途別調定数 ・都道府県別 用途別生産量(販売量)

ガス事業生産動態統計調査の必要性

1. 調査の目的・必要性

ガス事業生産動態統計調査（以下「本調査」という。）は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として、ガス事業生産動態統計調査規則（昭和26年3月31日総理府令第11号、最終改正平成29年3月28日経済産業省令第17号）によって実施している。

本調査は、ガスの原料、ガス生産量及び購入量、製品ガス生産・購入・販売・在庫等について調査することで、ガス事業の短期的な動向を観察し、ガス事業の生産の実態を明らかにし、ガス事業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

調査の結果は、エネルギーに関する年次報告、総合資源エネルギー調査会資料、IEA（国際エネルギー機関）への情報提供等において、各種施策の立案・実施のための基礎資料として利用されている。さらに、県による地域ごとの鉱工業生産動向の把握、ガス業界による日本全体の都市ガスの状況の把握等にも利用されている。さらに、企業物価指数、産業連関表等の各種二次統計作成のための基礎資料等、幅広く利用されている。

我が国では平成7年以降、都市ガス小売の自由化範囲を段階的に拡大してきた。現在、調査事項のうち、ガスの原料の「その他」として合成メタンやバイオガスが報告され始めている。また、パリ協定で掲げられた温室効果ガス削減の長期目標達成のために、各締約国では、国連への定期的な取組状況（合成メタン等の数量に基づく温室効果ガスの排出削減実績）の報告が求められており、それらの数量の詳細な把握が必要。こうした実態に鑑み、本調査の調査項目等について変更を行うが、ガス事業法及び本調査の目的については何ら変わることがないため、引き続き、本調査を基幹統計調査として実施することが必要である。

2. 他の統計調査との重複

経済産業省特定業種石油等消費統計調査（以下「石消」という。）にて、合成メタン・水素の項目が追加されることで、合成メタン・水素を製造するガス事業者は本調査と石消の両方に回答することとなる。

本調査と石消では、受入・消費・払出の区分の粒度や報告対象となる範囲（※）に違いがあり、今回追加した合成メタン・水素に関する項目において、同じ数字を重複して回答いただく項目は無い。

※例えば、本調査では導管注入等を含む都市ガス製造用途の生産を捕捉するのに対し、石消ではその他の用途も含む事業所全体での生産を報告対象としている等。

他方で、本調査の調査票上、既存の3つの項目（液化天然ガス、天然ガス、液化石油ガスの月末在庫）については、石消と重複して回答いただくことになる。

この点、記入要領等でどちらか一方のみに回答すべきものと整理することも考え得るが、報告方法を複雑化することで、かえって記入者負担の増加や、二次統計作成時の重複計上リスク等にもつながる可能性があり、現時点では得策ではないと考えている。

3. 行政記録情報の利活用

行政記録情報の有無等について確認したが、現時点において本調査の調査事項に代替可能な行政記録情報は確認できない。

4. 事業所母集団データベースを利用した重複排除等

本調査は全数調査であるため、重複是正措置の対象外である。

調査履歴の登録については、調査結果名簿を2026年8月に提出済。

以上

ガス事業生産動態統計の利用実態

(1) 国や地方公共団体での利用例

A 行政施策などの資料として

① エネルギー政策の基礎資料

◆ 都市ガス事業における普及率やガスの需要の推移の実態等を把握し、ガス需給政策、料金制度の検討などのガス事業に関する多岐にわたる企画立案を行う際の基礎データ

◆ エネルギーに関する年次報告を示す際の基礎データ

② 中小企業施策の基礎資料

◆ 中小企業信用保険法等の業況把握を示す際の基礎データ

③ IEA（国際エネルギー機関）への情報提供の基礎データ

B 景気判断・製造業の経済動向分析・経済政策などの資料として

① 鉱工業指数（I I P）の基礎データ（経済産業省作成・公表）

我が国の鉱工業生産・出荷・在庫等の状況を総合的に観察することを目的に、当省が毎月公表している「鉱工業生産・出荷・在庫指数」を作成するためのデータとして利用。さらに、この「鉱工業生産・出荷・在庫指数」が日本の景気を判断する「景気動向分析指数」の多くに採用されている。

加えて、一部の県において調査票情報の二次利用による地域集計値について地域 I I P を作成するためのデータとして利用。

② 四半期別 GDP 速報及び国民経済計算年次推計の基礎データ（内閣府作成・公表）

我が国の経済政策を運営する上で欠かせない国民経済計算体系の一環として公表している「四半期別 GDP 速報」及び「国民経済計算年次推計」作成のために、内閣府が調査結果を利用。

③ 産業連関表作成の基礎データ（関係府省庁が共同で作成・公表）

我が国において 1 年間に生産・販売されたすべての財・サービスの産業相互間の取引の結びつきを表形式で示した「産業連関表（取引基本表、接続表）」の基礎データとして利用。さらに、この「産業連関表」をベンチマークとして、可能な限り最新の時点の産業構造を反映させることを目的に、当省が毎年作成・公表する「延長産業連関表」作成のために、調査結果を利用。

④ 地域別支出総合指数作成の基礎データ（内閣府作成・公表）

全国 12 の地域ブロック別に支出の動向を把握するために試算、公表している「地域

別支出総合指数」の作成のために、内閣府が調査結果を利用。

⑤ 企業物価指数作成のための基礎資料（日本銀行作成・公表）

企業物価指数の各品目ウェイトを算出し、品目分類等の細分化を行う際、参考資料として利用。

（２） 民間分野での利用例

① 業界団体

業界団体においては、当該業界の業況把握、需給状況の確認、用途別都市ガス販売量の構成変化などの日本全体の都市ガスの状況を把握するための基礎資料として利用。

② 民間企業・金融機関

企業においては、日本全体の需給状況を把握するための基礎資料として、また、長期需給計画を試算する上での基礎資料などとして活用。

金融機関・大学・マスコミ・民間経済研究所などでは、都市ガス消費、販売量分析、LNG需給分析、エネルギー需要予測などを行う際の基礎資料として利用。